

電磁的方法により作成し、及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法を定める件の一部を改正する告示案新旧対照条文
 ○電磁的方法により作成し、及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法を定める件（平成二十三年総務省告示第二百七十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一 （略）</p> <p>二 作成することができる書類は、次のとおりとする。この場合においては、必要に応じ電子機器その他の機器を用いて直ちに表示及び印刷ができなければならない。</p> <p>1 放送法施行規則（以下「規則」という。）第四条の規定に基づく番組基準及び放送番組審議機関に係る書類</p> <p>2 規則第九条の規定に基づく候補者放送の記録</p> <p>3 規則第八十四条の規定に基づく基幹放送業務日誌</p> <p>4 規則第一百一条の規定に基づく会計記録</p> <p>三 提出することができる書類は、次のとおりとする。</p> <p>1 ～ 29 （略）</p> <p>30 規則第四百一条の規定に基づく別表第四十の一号、別表第四十の二号及び別表第四十の三号の様式の表の部分</p> <p>31 規則第四百四条の規定に基づく別表第四十一の一号及び別表第四十一の二号の様式の表の部分</p> <p>32 規則第四百五条の規定に基づく別表第四十二の一号及び別表第四十二の二号の様式の表の部分</p>	<p>一 （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>三 提出することができる書類は、次のとおりとする。</p> <p>1 ～ 29 （略）</p> <p>30 規則第四百一条の規定に基づく別表第四十号の様式の表の部分</p> <p>31 規則第四百四条の規定に基づく別表第四十一号の様式の表の部分</p> <p>32 規則第四百五条の規定に基づく別表第四十二号の様式の表の部分</p>

33 規則第四百十六條第一項の規定に基づく別表第四十三の一号及び別表第四十三の二号の様式の表の部分

34 規則第四百十六條第二項の規定に基づく別表第四十四の一号及び別表第四十四の二号の様式の表の部分

35～57 (略)

四 (略)

五 提出する記録媒体は、次の各号に該当するものでなければならない。

1 提出する記録媒体が次のいずれかに該当すること。

(削除)

(一) 日本工業規格×六二八二に適合する情報交換用一二〇ミリメートル追記型光ディスク

(二) 日本工業規格×六二八三に適合する情報交換用一二〇ミリメートルリライタブル光ディスク

(三) 日本工業規格×六二四六に適合する一二〇ミリメートル(四・七ギガバイト/面)及び八〇ミリメートル(一・四六ギガバイト/面)

(四) 日本工業規格×六二四八に適合する八ミリメートル(二・四六ギガバイト/面)及び一二〇ミリメートル(四・七ギガバイト/面)

(五) 日本工業規格×六二四九に適合する八ミリメートル(二・四六ギガバイト/面)及び一二〇ミリメートル(四・七ギガバイト/面)

(六) 日本工業規格×六二四九に適合する八ミリメートル(二・四六ギガバイト/面)及び一二〇ミリメートル(四・七ギガバイト/面)

33 規則第四百十六條第一項の規定に基づく別表第四十三号の様式の表の部分

34 規則第四百十六條第二項の規定に基づく別表第四十四号の様式の表の部分

35～57 (略)

四 (略)

五 提出する記録媒体は、次の各号に該当するものでなければならない。

1 提出する記録媒体が次のいずれかに該当すること。

(一) 日本工業規格×六二二三に適合し、日本工業規格×六二二五に規定するトラックフォーマットの九〇ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

(二) 日本工業規格×六二八二に適合する情報交換用一二〇ミリメートル追記型光ディスク

(三) 日本工業規格×六二八三に適合する情報交換用一二〇ミリメートルリライタブル光ディスク

(四) 日本工業規格×六二四六に適合する一二〇ミリメートル(四・七ギガバイト/面)及び八〇ミリメートル(一・四六ギガバイト/面)

(五) 日本工業規格×六二四八に適合する八ミリメートル(二・四六ギガバイト/面)及び一二〇ミリメートル(四・七ギガバイト/面)

(六) 日本工業規格×六二四九に適合する八ミリメートル(二・四六ギガバイト/面)及び一二〇ミリメートル(四・七ギガバイト/面)

(七) 日本工業規格×六二四九に適合する八ミリメートル(二・四六ギガバイト/面)及び一二〇ミリメートル(四・七ギガバイト/面)

<p>六 総務大臣（放送法第百三十三条第一項に規定する小規模施設特定有線一般放送にあつては、都道府県知事）又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）がこの告示に定める記録方法に代わるものと認められた場合は、それによることができる。</p> <p>別表第一号（略）</p> <p>別表第二号（略）</p>	<p>六 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）がこの告示に定める記録方法に代わるものと認められた場合は、それによることができる。</p> <p>別表第一号（略）</p> <p>別表第二号（略）</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(六) デイジーレコーダブルディスク 日本工業規格×六二五〇に適合する一二〇ミリメートル(四・七ギガバイト/面)及び八〇ミリメートル(一・四六ギガバイト/面)プラスチックダブリュフォーマット光ディスク(四倍速まで)</p> <p>(七) 日本工業規格×六二五二に適合する一二〇ミリメートル(四・七ギガバイト/面)及び八〇ミリメートル(一・四六ギガバイト/面)プラスチックフォーマット光ディスク(十六倍速まで)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(七) デイジーレコーダブルディスク 日本工業規格×六二五〇に適合する一二〇ミリメートル(四・七ギガバイト/面)及び八〇ミリメートル(一・四六ギガバイト/面)プラスチックダブリュフォーマット光ディスク(四倍速まで)</p> <p>(八) 日本工業規格×六二五二に適合する一二〇ミリメートル(四・七ギガバイト/面)及び八〇ミリメートル(一・四六ギガバイト/面)プラスチックフォーマット光ディスク(十六倍速まで)</p>